

日本健康支援学会 利益相反（COI）に関する指針

1. 目的

日本健康支援学会（以下、本学会）は、健康支援に関する研究活動をはじめ、本学会が目的とする活動において、社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「日本健康支援学会 利益相反（COI）に関する指針」（以下、本指針）を策定する。本指針の目的は、本学会が会員などの COI 状態を適切にマネジメントすることにより、研究成果の発表やそれらの普及・啓発など本学会の目的とする活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、本学会の社会的責務を果たすことにある。したがって、本指針では、会員などに対して COI についての基本的な考えを示し、本学会の会員などが各種事業に参加し、業務を遂行、活動する場合、自らの COI 状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。

2. 対象者

COI 状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- ① 本学会の会員
- ② 会員、非会員の別を問わず、本学会の学術大会や学会誌「健康支援」などで発表する者（非会員の共同発表者、共同研究者・著者を含む）
- ③ 本学会の役員（理事長、常任理事、理事、監事、顧問、評議員）およびその配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者
- ④ 学術大会担当責任者（学術大会長）

3. 対象となる活動

本学会が行う以下すべての事業・活動に対して本指針を適用する。

- ① 学術大会の開催
- ② 学会機関誌の刊行
- ③ 健康支援に関する研究および調査の実施
- ④ 健康支援に関する研究の奨励および研究業績の表彰
- ⑤ 健康支援研究に関する普及啓発および教育事業
- ⑥ 関連する国内外の学術研究機関、団体および学会・研究会との交流、研修、連携活動
- ⑦ その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

4. 申告すべき事項

対象者は、個人における以下の①～⑨の事項において、細則で定められた基準を超える場合には、その正確な状況を本学会理事長に申告するものとする。なお、申告された内容の具体的な開示・公開方法については細則に定める。

- ① 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- ② 企業の株の保有
- ③ 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- ④ 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- ⑤ 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- ⑥ 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（治験、共同研究、受託研究など）
- ⑦ 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する各種奨学（奨励）金や助成金（研究助成や大会開催助成など）、寄附金など
- ⑧ 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄附講座
- ⑨ 企業・営利を目的とする団体からの研究とは無関係な旅費（学会参加など）や贈答品などの受領

また上記以外に、関連する企業や営利を目的とする団体に所属した経歴についても申告事項とする。

5. COI 状態との関係で回避すべき事項

(1) 対象者の全てが回避すべきこと

研究の結果の公表やガイドラインの策定などは、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。健康支援研究の結果とその解釈といった公表内容や、健康支援研究による科学的な根拠に基づくガイドラインやマニュアル、共同声明などの作成について、その研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結してはならない。

(2) 研究責任者が回避すべきこと

研究の計画・実施に決定権を持つ研究責任者には、次の項目に関して重大な COI 状態がないと社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- ① 健康支援研究を依頼する企業の株の保有
- ② 健康支援研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得
- ③ 健康支援研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員（理事や顧問など）（無償の科学的な顧問は除く）

但し、①～③に該当する研究者であっても、当該研究を計画・実施するうえで必要不可欠の人材であり、かつ健康支援研究が社会的に極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該研究の研究責任者に就任することができる。

6. 実施方法

(1) 対象者の責務

本指針の対象者は研究成果を学術論文として学会誌に投稿したり、学術大会などで発表したりする場合、当該研究実施に関わる COI 状態を適切に開示するものとする。本指針に反するとの指摘がなされた場合には、理事会は妥当な措置方法を講ずる。

(2) 役員などの責務

本学会の役員（2. 対象者 ③）は、本学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる COI 状態については、就任した時点で所定の書式に従い自己申告を行なうものとする。また、就任後、新たに申告すべき COI 状態が発生した場合には修正申告を行うものとする。

(3) 常任理事会および理事会の役割

常任理事会は、本学会が行うすべての事業において、重大な COI 状態が会員に生じた場合、あるいは、COI の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、理事会に対し当該者の COI 状態をマネジメントするためにヒアリングなどの調査を行うよう速やかに求めることとする。

理事会は、常任理事会の求めにより速やかに調査委員会を立ち上げ、ヒアリングなどの調査を行ない、その結果を常任理事会に答申するとともに、指針違反の処罰や改善措置を講ずる。

(4) 学術大会長あるいは本学会が主催する行事の責任者の役割

学術大会長あるいは本学会が主催する行事の責任者は、学術大会等で研究の成果が発表される場合には、その内容が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に発表の事前事後を含め学術大会長は常任理事会に諮問し、その答申に基づいて措置などを指示することができる。

(5) 編集委員長の役割

編集委員長は、学会誌で研究成果としての論文（総説、原著、資料等）が発表される場合、その内容が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずる。この場合には、速やかに当該論文の投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、学会誌に編集委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に編集委員長は常任理事会に諮問し、その答申に基づいて措置などを指示することができる。

(6) 総務委員長の役割

総務委員長は、役員などが本学会の事業を遂行する上で重大な COI 状態が生じた場合、あるいは、COI の自己申告が不適切であるという通報受付窓口となる。通報を受けた場合、速やかに常任理事会に諮問し、常任理事会や理事会、その他委員会等と相互に連携して対応

に当たる。また、本指針および細則などの見直しのための情報収集を行うなどの措置を講ずる。

(7) その他役員の役割

その他の役員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに常任理事会に諮問し、その答申に基づいて事態の改善措置を講ずる。

7. 指針違反者に対する処置

理事会は、指針違反が本学会の目的に反する行為であったかを審議し、本学会の目的に反する重大な行為であったと判断した場合には、会則により、理事会の議決を経て、その違反者を除名することができる。その違反の程度に応じて一定期間、次の措置のすべてまたは一部を講ずることができる。

- ① 本学会が開催するすべての学術総会、講演会での発表禁止
- ② 本学会の学会機関誌への論文の掲載禁止、あるいは論文の撤回
- ③ 本学会の学術大会の会長就任禁止
- ④ 本学会の常任理事会、理事会、委員会、その他作業部会等への参加禁止
- ⑤ 本学会の役員の解任、あるいは役員になることの禁止
- ⑥ 本学会の会員資格停止、除名、あるいは入会の禁止

8. 不服の申立

被措置者は、本学会に対し不服申立をすることができる。不服申立窓口は、総務委員会とする。総務委員会はこれを受理した場合、速やかに常任理事会へ諮問する。常任理事会は、速やかに協議し、これを受理した場合、理事会へ調査委員会の立ち上げを指示する。その結果を不服申立者に通知する。

9. 説明責任

本学会は、自らが関与する場所で発表された研究成果について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、直ちに常任理事会ならびに理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

10. 細則の制定

本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

11. 指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに研究をめぐる諸条件に適合させるために定期的に見直しを行い、改正することができる。本指針は、常任理事会

における事前協議と理事会の決議を経て改正することができる。

12. 施行日

本指針は 2025 年 4 月 1 日より施行する